

告 訴 状

令和●年●月●日

●●労働基準監督署 | 東京労働局 御中
労働基準監督官・司法警察員

告訴人 平山 久雄

被告訴人 ●● ●●

(法人所在地) 〒●●● - ●●●●●

東京都●●区●●町●丁目●番●号

(法人名) 株式会社●●●●●

(被告訴人居宅住所) ●●県●●市●●町●丁目●番●号
●●号室

(被告訴人連絡先) 電話 090 - ●●●●● - ●●●●●

(被告訴人生年月日) 平成●年●月●日生まれ

1 告訴の趣旨

被告訴人の下記所為は、労働基準法第24条違反に該当すると考えるの
で、被告訴人の厳重な処罰を求めるため告訴する。

なお、賃金未払いについて厚生労働省は、未払いの状態が最低賃金額す
ら支払われていない場合に、最低賃金法第4条違反として送検すべしとす

る通達を過去に出しているが、本件告訴においては、下記 6 の理由により、あくまで労働基準法第 24 条違反として告訴するものとする。

2 告訴事実

被告訴人は、●●●●に本社を置いて●●●業（●●●業者）をおこなう法人であるが、被告訴人●●●●は、同法人も含め、前記本社施設内において、告訴人平山久雄に対し、

(1) 令和●年●月●日乃至同年●月●日までの労働分である月額給与金 100 万円及び入社祝い金●●万円の合計●●万円を月末締切翌月末日払の令和●年●月●日附に支払わなかつたものである。

3 告訴事実の詳細および経緯

(1) 告訴人平山久雄は、令和●年●月●日附から、●●●●に所在する株式会社●●●●事務所乃至在宅勤務において、●●●●業の新規立ち上げの業務に従事していた。

(2) 労働条件は、基本給：月給 100 万円、支払日：月末締め翌月末日払い（銀行振込）であった。

(3) このため告訴人は、令和●年●月●日附、●●労働基準監督署に電話相談をおこない、未払賃金などについて教示を受けた上で、令和●年●月●日附、被告訴人●●●●に対してショートメールにより本来支給されるべき金額の支払いを求める請求をおこなつた。

(4) しかし、これに対して支払いはおこなわれなかった。

4 犯罪性について

(1) 労働基準法第24条違反について

①構成要件該当性について

上記のとおり、被告訴人●●●●は、告訴人平山久雄の令和●年●月●日支払予定の令和●年●月分労働賃金100万円及び入社祝い金●●万円の合計金●●●万円を所定支払日である令和●年●月●日（月末締切翌月末日払い）に支払わなかつたものであることから、被告訴人●●●の行為は、労働基準法第24条違反の構成要件に該当するものである。

②違法性について

上記労働基準法第24条違反の構成要件に該当することから違法性の推定がなされることに加え、告訴人平山久雄においては、本来であれば支給されるべき合計●●●万円の賃金等が支給されず、労働契約の根幹をなす右「賃金」の支払いさえ履行されないという労働者にとって由々しき、著しい損害が発生しているもので、重大な法益侵害が認められることから、被告訴人●●●●の行為には可罰的な違法性が認められるものである。

③有責性について

被告訴人は、敢えて所定の賃金等を支払わなかつたもので、その責任は重大である。

④法益侵害性について

被告訴人●●●●の違法行為により、告訴人平山久雄においては、本来であれば支給されるべき賃金100万円、及び入社祝い金●●万円が支給されず、労働契約の根幹をなす右「賃金」さえも支払いが履行されないという労働者にとって著しい損害が発生しているもので、重大な法益侵害が認められる。

以上から、被告訴人●●●●の行為は、労働基準法第24条違反の犯罪構成要件に該当する、違法かつ有責な行為であり、法益侵害性も認められることから、刑法上の犯罪行為であることは明白である。

5 被告訴人●●●●の悪質性について

被告訴人●●●●は、●●労働基準監督署による行政指導にも応じず、一切話し合いに応じようとしないもので、その姿勢からは自らの犯罪行為について全く反省していない様子が伺える。

このことから被告訴人●●●●には、根本的に遵法意識が欠落しているものと考えられ、今後も法を顧みない杜撰な労務管理を継続する危険性が認められる。

そして、本件を放置することは今後も類似の犯行が重ねられ、多くの被害者を排出するものと考えられる。

よって、本件については、厳重な処分を求めて告訴するものである。

6 本件告訴の根拠条文について

本事案の未払労働分賃金については、支払うべき賃金を最低賃金額分も含めて一切支払っていないものであるが、上記1「告訴の趣旨」でも述べたとおり、本件告訴については最低賃金法第4条違反ではなく、労働基準法第24条違反として告訴するものである。

理由は、

(1) 本来、最低賃金法第4条の趣旨は、「約定賃金単価が最低賃金を下回る雇用契約を締結することを禁止することで、労働力の安売りを防止する」というものであり、同法同条違反の成立には、あくまで「約定賃金単価が最低賃金を下回っていること」が構成要件とされるものと解されること

(2) 東京地方検察庁検事、司法研修所教官の見解としても、「約定賃金が最低賃金額を上回っているかぎり、たとえ賃金不払いの結果として最低賃金額が支払われていない状態であったとしても、最低賃金法違反とはならない」旨の見解が示されていること（法務研究報告書第71集第6号第10章第3節第1）

(3) にもかかわらず、厚生労働省が法の趣旨に反した通達を全国の労働基準監督署に発信したことにより、本来なら労働基準法第24条違反として送致あるいは送附されるべき事案が最低賃金法第4条違反として送検される事態となり、全国の地方検察庁において多大な混乱を生じさせ、結果、起訴率が激減したことから、本件賃金不払い事案を最低賃金法違反として告訴した場合には適切な処罰が見込めないためである。

そして、本件の被害者である告訴人が被告訴人に求めたものは、「最低賃金額の金員」ではなく、「本来約束された賃金単価により計算された賃金額」であり、これについて告訴人は「最低賃金額すら支払っていないこと」について処罰を求めるものではなく、「所定の約定賃金を支払っていないこと」について処罰を求めるものである。

以上の通り、本件賃金等不払については、あくまで労働基準法第24条違反として告訴するものである。

以上

添 附 資 料

- | | |
|-----------|-----|
| 1 証拠説明書 | 1通 |
| 2 書証（甲号証） | 各1通 |